

新四谷法律事務所 弁護士報酬基準

第1章 総則

第1条（目的）

この新四谷法律事務所弁護士報酬基準（以下「本基準」といいます。）は、新四谷法律事務所（以下、「当事務所」といいます。）所属弁護士（以下、「弁護士」といいます。）が、それぞれの業務を行うにあたって、日本弁護士連合会会則第87条第1項、弁護士職務基本規程第24条に定める「適正かつ妥当」な弁護士報酬を算定するために制定したものです。

第2条（弁護士報酬）

- (1) 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とします。
- (2) 前項の用語の意義は、次表のとおりとします。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話・電子メールによる相談を含む）の対価
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価
着手金	事件または法律事務（以下「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果の如何にかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価
手数料	原則として一回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されることの対価

第3条（弁護士報酬の支払時期）

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、本基準に特に定めのあるときはその定めに従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受けることとします。

第4条（事件等の個数等）

弁護士報酬は、一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とするのを原則とします。

第5条（弁護士報酬請求権）

- (1) 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができます。
- (2) 次の または に該当することにより、受任件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。
- 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
- 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- (3) 一件の事件等を複数の弁護士が受任したとき、または、弁護士と他の事務所に所属する弁護士とが共同で受任したときで、複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、各弁護士が、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができます。

第6条（弁護士による弁護士報酬等の説明）

弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明し、依頼者の理解を得よう努めます。

第7条（弁護士報酬の減免等）

本基準の定めにかかわらず、特別の事情があるときには、弁護士は、弁護士報酬の支払時期を変更したり、これを減額したり、または、着手金を減額してその減額分を報酬金に加算することができます。

第8条（弁護士報酬の特則による増額）

依頼を受けた事件等が特に重大もしくは複雑なとき、審理もしくは処理が著しく長期にわたるとき、または、受任後同様の事情が生じた場合において、第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができます。

第9条（消費税に相当する額）

本基準に定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額は含みません。

第2章 法律相談料

第10条（法律相談料）

法律相談料は、

30分ごとに5,000円以上20,000円以下

とします。

第11条（書面による鑑定料）

書面による鑑定料は、事実が特に複雑または特殊な事情がある場合を除き、

200,000 円以上 300,000 円以下

とします。

ただし、事実が特に複雑または特殊な事情がある場合には、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができます。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

第12条（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

本節の着手金及び報酬金については、本基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額を、それぞれ基礎として算定します。

第13条（経済的利益 - 算定可能な場合）

前条の経済的利益の額は、本基準に特に定めのない限り、次のとおり算定します。

金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）

将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額

継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額

賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額

労働契約（雇用契約）上の地位確認請求事件は、7年分の給与の額

所有権は、対象たる物の時価相当額

占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。

建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額

地役権は、承役地の時価の2分の1の額

担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額

不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第6号、第7号、第9号及び前号に準じた額

詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額

遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相

当額の3分の1の額

遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

第14条（経済的利益算定の特則）

- (1) 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額するものとします。
- (2) 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができます。

請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第15条（経済的利益 - 算定不能な場合）

- (1) 第13条により経済的利益の額を算定することができないときは、原則としてその額を800万円とします。
- (2) 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

第16条（民事事件の着手金及び報酬金）

- (1) 訴訟事件、非訟事件、労働審判事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件を含む。）の着手金及び報酬金は、本基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

- (2) 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。
- (3) 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわら

ず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

(4) 前3項の着手金は、10万円を最低額とします。

第17条（調停事件及び示談交渉事件）

- (1) 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、本基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項または第20条第1項及び第2項の各規定を準用します。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができます。
- (2) 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、本基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項または第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
- (3) 示談交渉事件または調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、本基準に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項又は第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とします。
- (4) 前3項の着手金は、10万円（第20条の規定を準用するときは、5万円）を最低額とします。

第18条（契約締結交渉）

- (1) 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3000万円以下の部分	1%	2%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

- (2) 前項の着手金及び報酬金は、事実の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。
- (3) 前2項の着手金は、10万円を最低額とします。
- (4) 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができません。

第19条（督促手続事件）

- (1) 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3000万円以下の部分	1%

3000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

- (2) 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。
- (3) 前2項の着手金は、5万円を最低額とします。
- (4) 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第16条または第20条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とします。
- (5) 督促手続事件の報酬金は、第16条または第20条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができません。
- (6) 前項ただし書の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は、第1項ないし前項の着手金または報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第16条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができます。

第20条（手形、小切手訴訟事件）

- (1) 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.5%	5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

- (2) 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。
- (3) 前2項の着手金は、5万円を最低額とします。
- (4) 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第16条の規定により算定された額と前3項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第16条の規定を準用します。

第21条（離婚事件）

- (1) 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件または離婚交渉事件	30万円以上50万円以下
離婚訴訟事件	40万円以上60万円以下

- (2) 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とします。
- (3) 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とします。
- (4) 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第16条または第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができます。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができます。

第22条（境界に関する事件）

- (1) 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次のとおりとします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

着手金及び報酬金	40万円以上60万円以下
-----------------	--------------

- (2) 前項の着手金及び報酬金は、第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回る場合は、同条の規定によります。
- (3) 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができます。
- (4) 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とします。
- (5) 境界に関する調停事件または示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とします。
- (6) 前5項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができます。

第23条（借地非訟事件）

- (1) 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

借地権の額	着手金
--------------	------------

5000万円以下の場合	30万円以上50万円以下
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

(2) 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができます。

申立人については、申立が認められときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第16条の規定により算定された額

相手方については、その申立が却下されたときまたは介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分または財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第16条の規定により算定された額

(3) 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができます。

(4) 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

(5) 借地非訟に関する調停事件または示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

第24条（保全命令申立事件等）

(1) 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋または口頭弁論を経ることが想定されるときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。

(2) 前項の事件が重大または複雑であるときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができます。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。

(3) 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第16条の規定に準じて報酬金を受けることができます。

(4) 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。

(5) 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができます。

(6) 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とします。

第25条（民事執行事件等）

(1) 民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とします。

(2) 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1とします。

- (3) 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができます。ただし、着手金は第 16 条の規定により算定された額の 3 分の 1 とします。
- (4) 執行停止事件の着手金は、第 16 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 1 とします。
- (5) 前項の事件が重大または複雑なときは、第 16 条の規定により算定された額の 4 分の 1 の報酬金を受けることができます。
- (6) 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5 万円を最低額とします。

第 26 条（倒産整理事件）

- (1) 破産、民事再生申立、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。なお、各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、この着手金に含まれるものとします。

事業者の自己破産事件	50 万円以上
非事業者の自己破産事件	20 万円以上
自己破産以外の破産事件	50 万円以上
事業者の民事再生申立事件	100 万円以上
非事業者の民事再生申立事件	30 万円以上
会社整理事件	100 万円以上
特別清算事件	100 万円以上
会社更生事件	200 万円以上

- (2) 前項の各事件の報酬金は、第 16 条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。ただし、前項第 1 号及び第 2 号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができます。

第 27 条（任意整理事件）

- (1) 前条第 1 項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

事業者の任意整理事件	50 万円以上
非事業者の任意整理事件	20 万円以上

- (2) 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員または代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定します。

弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	15%
------------	-----

500万円を超え1000万円以下の部分	10%
1000万円を超え5000万円以下の部分	8%
5000万円を超え1億円以下の部分	6%
1億円を超える部分	5%

依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5000万円以下の部分	3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2%
1億円を超える部分	1%

(3) 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予または企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用します。

(4) 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができます。

第28条（行政上の不服申立事件）

(1) 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋または口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。

(2) 前項の着手金は、10万円を最低額とする。

第2節 刑事事件

第29条（刑事事件の着手金）

(1) 刑事事件の着手金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な事件	50万円以上
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	100万円以上
再審請求事件	100万円以上

(2) 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さまたは繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力または時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいいます。

第30条（刑事事件の報酬金）

(1) 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとします。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	30万円以上50万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	30万円以上50万円以下
		求刑された刑が軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の刑事事件	起訴後	不起訴	50万円以上
		求略式命令	50万円以上
	起訴後(再審事件を含み)	無罪	60万円以上
		刑の執行猶予	50万円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
検察官上訴が棄却された場合	50万円以上		
再審請求事件		50万円以上	

(2) 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

第31条（刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等）

- (1) 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第29条に定める着手金を受けることができます。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。
- (2) 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、第29条及び前条にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
- (3) 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

第32条（検察官の上訴取り下げ等）

検察官の上訴の取り下げまたは免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻もしくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務料を考慮した上、第30条の規定を準用して報酬金を受けることができます。

第33条（保釈等）

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告または勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件または被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な金額を受け取ることができます。

第34条（告訴、告発等）

告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放・仮出獄または恩赦等の着手金は、1件につき10万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができます。

第3節 少年事件

第35条（少年事件の着手金及び報酬金）

(1) 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は、次表のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	30万円以上50万円以下
抗告、再抗告及び保護処分を取り消し	30万円以上50万円以下

(2) 少年事件の報酬金は、次表のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分	30万円以上
その他	30万円以上50万円以下

(3) 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

第36条（少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等）

- (1) 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなします。
- (2) 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができます。
- (3) 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。
- (4) 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によります。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができます。

第4章 手数料

第37条（手数料）

手数料は、本基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第13条ないし第15条の規定を準用する。

裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別にうけることができる）	基本	20万円に第16条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することは出来ない）	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3000万円以下の部分 1% 3000万円を超え3億円以下の部分 0.5% 3億円を超える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第17条又は第21条ないし第23条の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	5万円以上10万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）		10万円以上20万円以下

裁判外の手数料

項目	分類	手数料
法律関係調査（事実関係調査を含む）	基本	5万円以上20万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類	経済的利益の額が1000万円未満のもの	10万円

及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	20万円	
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上	
	非定型	基本	300万円以下の部分	10万円
			300万円を超え3000万円以下の部分	1%
			3000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
		3億円を超える部分	0.1%	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
		公正証書にする場合	上の手数料に3万円を加算する。	

項目	分類		手数料	
内容証明郵便作成	基本		弁護士名の表示の有無を区別せず、3万円以上5万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額	
遺言書作成	定型		10万円以上20万円以下	
	非定型	基本	300万円以下の部分	20万円
			300万円を超え3000万円以下の部分	1%
			3000万円を超え3億円以下の部分	0.3%
		3億円を超える部分	0.1%	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
		公正証書にする場合	上の手数料に3万円加算する。	
遺言執行	基本		300万円以下の部分	30万円
			300万円を超え3000万円以下の部分	2%
			3000万円を超え3億円以下の部分	1%
		3億円を超える部分	0.5%	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額	
		遺言執行に裁判手続きを要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求することができる。	

第5章 時間制

第38条（時間制）

- (1) 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に

要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。

- (2) 前項の単価は、1時間ごとに20,000円以上とします。
- (3) 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、弁護士の熟練度、事案の困難性・重大性・特殊性・新規性等を考慮します。
- (4) 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができます。

第6章 顧問料・日当・実費等

第39条（顧問料）

- (1) 顧問料は、次表のとおりとし、顧問契約に基づく弁護士業務の内容、業務量、事業者については事業の規模及び内容等を考慮して算定します。

事業者	月額50,000円以上
非事業者	年額60,000円（月額5,000円）以上

- (2) 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導または立会、講演などの弁護士業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定します。

第40条（日当）

- (1) 日当は、次表のとおりとします。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	30,000円以上50,000円以下
1日（往復4時間を超える場合）	50,000円以上100,000円以下

- (2) 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- (3) 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができます。

第41条（実費等の負担）

- (1) 弁護士は、依頼者に対し、弁筆士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができます。
- (2) 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。

第42条（交通機関の利用）

弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができます。

す。

第7章 委任契約の清算

第43条（委任契約の中途終了）

- (1) 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の縦続不能により、中途で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部若しくは一部を請求することとします。
- (2) 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならないものとします。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部または一部を返還しないことができます。
- (3) 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができます。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができません。

第44条（事件等処理の中止等）

- (1) 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せずまたはその処理を中止することができます。
- (2) 前項の場合には、弁護士は、依頼者に遅滞なくその旨を通知しなければならないものとします。

第45条（弁護士報酬の相殺等）

- (1) 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺しまたは事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができます。
- (2) 前項の場合には、弁護士は、依頼者に遅滞なくその旨を通知しなければならないものとします。

民事事件の着手金・報酬金速算一覧表

訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く)非訟事件、家事審判事件、行政審判事件及び仲裁事件(第17条)

経済的利益 の価額 (万円)	着 手 金		報 酬 金		
	標準額 (円)	増減許容額 (円)～ (円)	標準額 (円)	増減許容額 (円)～ (円)	
10	100,000	着手金の最低額は 100,000円、ただし、125 万円以下の着手金は、 100,000円以下に減額 できる。	16,000	11,200	20,800
20	100,000		32,000	22,400	41,600
30	100,000		48,000	33,600	62,400
40	100,000		64,000	44,800	83,200
50	100,000		80,000	56,000	104,000
60	100,000		96,000	67,200	124,800
70	100,000		112,000	78,400	145,600
80	100,000		128,000	89,600	166,400
90	100,000		144,000	100,800	187,200
100	100,000		160,000	112,000	208,000
110	100,000	176,000	123,200	228,800	
120	100,000	192,000	134,400	249,600	
130	104,000	100,000	208,000	145,600	270,400
140	112,000	100,000	224,000	156,800	291,200
150	120,000	100,000	240,000	168,000	312,000
160	128,000	100,000	256,000	179,200	332,800
170	136,000	100,000	272,000	190,400	353,600
180	144,000	100,800	288,000	201,600	374,400
190	152,000	106,400	304,000	212,800	395,200
200	160,000	112,000	320,000	224,000	416,000
210	168,000	117,600	336,000	235,200	436,800
220	176,000	123,200	352,000	246,400	457,600
230	184,000	128,800	368,000	257,600	478,400
240	192,000	134,400	384,000	268,800	499,200
250	200,000	140,000	400,000	280,000	520,000
260	208,000	145,600	416,000	291,200	540,800
270	216,000	151,200	432,000	302,400	561,600
280	224,000	156,800	448,000	313,600	582,400
290	232,000	162,400	464,000	324,800	603,200
300	240,000	168,000	480,000	336,000	624,000
310	245,000	171,500	490,000	343,000	637,000
320	250,000	175,000	500,000	350,000	650,000
330	255,000	178,500	510,000	357,000	663,000
340	260,000	182,000	520,000	364,000	676,000
350	265,000	185,500	530,000	371,000	689,000
360	270,000	189,000	540,000	378,000	702,000
370	275,000	192,500	550,000	385,000	715,000
380	280,000	196,000	560,000	392,000	728,000
390	285,000	199,500	570,000	399,000	741,000
400	290,000	203,000	580,000	406,000	754,000
410	295,000	206,500	590,000	413,000	767,000
420	300,000	210,000	600,000	420,000	780,000
430	305,000	213,500	610,000	427,000	793,000
440	310,000	217,000	620,000	434,000	806,000
450	315,000	220,500	630,000	441,000	819,000
460	320,000	224,000	640,000	448,000	832,000
470	325,000	227,500	650,000	455,000	845,000
480	330,000	231,000	660,000	462,000	858,000
490	335,000	234,500	670,000	469,000	871,000
500	340,000	238,000	680,000	476,000	884,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円)～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円)～ (円)
510	345,000	241,500 ～ 448,500	690,000	483,000 ～ 897,000
520	350,000	245,000 ～ 455,000	700,000	490,000 ～ 910,000
530	355,000	248,500 ～ 461,500	710,000	497,000 ～ 923,000
540	360,000	252,000 ～ 468,000	720,000	504,000 ～ 936,000
550	365,000	255,500 ～ 474,500	730,000	511,000 ～ 949,000
560	370,000	259,000 ～ 481,000	740,000	518,000 ～ 962,000
570	375,000	262,500 ～ 487,500	750,000	525,000 ～ 975,000
580	380,000	266,000 ～ 494,000	760,000	532,000 ～ 988,000
590	385,000	269,500 ～ 500,500	770,000	539,000 ～ 1,001,000
600	390,000	273,000 ～ 507,000	780,000	546,000 ～ 1,014,000
610	395,000	276,500 ～ 513,500	790,000	553,000 ～ 1,027,000
620	400,000	280,000 ～ 520,000	800,000	560,000 ～ 1,040,000
630	405,000	283,500 ～ 526,500	810,000	567,000 ～ 1,053,000
640	410,000	287,000 ～ 533,000	820,000	574,000 ～ 1,066,000
650	415,000	290,500 ～ 539,500	830,000	581,000 ～ 1,079,000
660	420,000	294,000 ～ 546,000	840,000	588,000 ～ 1,092,000
670	425,000	297,500 ～ 552,500	850,000	595,000 ～ 1,105,000
680	430,000	301,000 ～ 559,000	860,000	602,000 ～ 1,118,000
690	435,000	304,500 ～ 565,500	870,000	609,000 ～ 1,131,000
700	440,000	308,000 ～ 572,000	880,000	616,000 ～ 1,144,000
710	445,000	311,500 ～ 578,500	890,000	623,000 ～ 1,157,000
720	450,000	315,000 ～ 585,000	900,000	630,000 ～ 1,170,000
730	455,000	318,500 ～ 591,500	910,000	637,000 ～ 1,183,000
740	460,000	322,000 ～ 598,000	920,000	644,000 ～ 1,196,000
750	465,000	325,500 ～ 604,500	930,000	651,000 ～ 1,209,000
760	470,000	329,000 ～ 611,000	940,000	658,000 ～ 1,222,000
770	475,000	332,500 ～ 617,500	950,000	665,000 ～ 1,235,000
780	480,000	336,000 ～ 624,000	960,000	672,000 ～ 1,248,000
790	485,000	339,500 ～ 630,500	970,000	679,000 ～ 1,261,000
800	490,000	343,000 ～ 637,000	980,000	686,000 ～ 1,274,000
810	495,000	346,500 ～ 643,500	990,000	693,000 ～ 1,287,000
820	500,000	350,000 ～ 650,000	1,000,000	700,000 ～ 1,300,000
830	505,000	353,500 ～ 656,500	1,010,000	707,000 ～ 1,313,000
840	510,000	357,000 ～ 663,000	1,020,000	714,000 ～ 1,326,000
850	515,000	360,500 ～ 669,500	1,030,000	721,000 ～ 1,339,000
860	520,000	364,000 ～ 676,000	1,040,000	728,000 ～ 1,352,000
870	525,000	367,500 ～ 682,500	1,050,000	735,000 ～ 1,365,000
880	530,000	371,000 ～ 689,000	1,060,000	742,000 ～ 1,378,000
890	535,000	374,500 ～ 695,500	1,070,000	749,000 ～ 1,391,000
900	540,000	378,000 ～ 702,000	1,080,000	756,000 ～ 1,404,000
910	545,000	381,500 ～ 708,500	1,090,000	763,000 ～ 1,417,000
920	550,000	385,000 ～ 715,000	1,100,000	770,000 ～ 1,430,000
930	555,000	388,500 ～ 721,500	1,110,000	777,000 ～ 1,443,000
940	560,000	392,000 ～ 728,000	1,120,000	784,000 ～ 1,456,000
950	565,000	395,500 ～ 734,500	1,130,000	791,000 ～ 1,469,000
960	570,000	399,000 ～ 741,000	1,140,000	798,000 ～ 1,482,000
970	575,000	402,500 ～ 747,500	1,150,000	805,000 ～ 1,495,000
980	580,000	406,000 ～ 754,000	1,160,000	812,000 ～ 1,508,000
990	585,000	409,500 ～ 760,500	1,170,000	819,000 ～ 1,521,000
1,000	590,000	413,000 ～ 767,000	1,180,000	826,000 ～ 1,534,000
1,100	640,000	448,000 ～ 832,000	1,280,000	896,000 ～ 1,664,000
1,200	690,000	483,000 ～ 897,000	1,380,000	966,000 ～ 1,794,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円)～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円)～ (円)
1,300	740,000	518,000 ～ 962,000	1,480,000	1,036,000 ～ 1,924,000
1,400	790,000	553,000 ～ 1,027,000	1,580,000	1,106,000 ～ 2,054,000
1,500	840,000	588,000 ～ 1,092,000	1,680,000	1,176,000 ～ 2,184,000
1,600	890,000	623,000 ～ 1,157,000	1,780,000	1,246,000 ～ 2,314,000
1,700	940,000	658,000 ～ 1,222,000	1,880,000	1,316,000 ～ 2,444,000
1,800	990,000	693,000 ～ 1,287,000	1,980,000	1,386,000 ～ 2,574,000
1,900	1,040,000	728,000 ～ 1,352,000	2,080,000	1,456,000 ～ 2,704,000
2,000	1,090,000	763,000 ～ 1,417,000	2,180,000	1,526,000 ～ 2,834,000
2,100	1,140,000	798,000 ～ 1,482,000	2,280,000	1,596,000 ～ 2,964,000
2,200	1,190,000	833,000 ～ 1,547,000	2,380,000	1,666,000 ～ 3,094,000
2,300	1,240,000	868,000 ～ 1,612,000	2,480,000	1,736,000 ～ 3,224,000
2,400	1,290,000	903,000 ～ 1,677,000	2,580,000	1,806,000 ～ 3,354,000
2,500	1,340,000	938,000 ～ 1,742,000	2,680,000	1,876,000 ～ 3,484,000
2,600	1,390,000	973,000 ～ 1,807,000	2,780,000	1,946,000 ～ 3,614,000
2,700	1,440,000	1,008,000 ～ 1,872,000	2,880,000	2,016,000 ～ 3,744,000
2,800	1,490,000	1,043,000 ～ 1,937,000	2,980,000	2,086,000 ～ 3,874,000
2,900	1,540,000	1,078,000 ～ 2,002,000	3,080,000	2,156,000 ～ 4,004,000
3,000	1,590,000	1,113,000 ～ 2,067,000	3,180,000	2,226,000 ～ 4,134,000
3,500	1,740,000	1,218,000 ～ 2,262,000	3,480,000	2,436,000 ～ 4,524,000
4,000	1,890,000	1,323,000 ～ 2,457,000	3,780,000	2,646,000 ～ 4,914,000
4,500	2,040,000	1,428,000 ～ 2,652,000	4,080,000	2,856,000 ～ 5,304,000
5,000	2,190,000	1,533,000 ～ 2,847,000	4,380,000	3,066,000 ～ 5,694,000
5,500	2,340,000	1,638,000 ～ 3,042,000	4,680,000	3,276,000 ～ 6,084,000
6,000	2,490,000	1,743,000 ～ 3,237,000	4,980,000	3,486,000 ～ 6,474,000
6,500	2,640,000	1,848,000 ～ 3,432,000	5,280,000	3,696,000 ～ 6,864,000
7,000	2,790,000	1,953,000 ～ 3,627,000	5,580,000	3,906,000 ～ 7,254,000
7,500	2,940,000	2,058,000 ～ 3,822,000	5,880,000	4,116,000 ～ 7,644,000
8,000	3,090,000	2,163,000 ～ 4,017,000	6,180,000	4,326,000 ～ 8,034,000
8,500	3,240,000	2,268,000 ～ 4,212,000	6,480,000	4,536,000 ～ 8,424,000
9,000	3,390,000	2,373,000 ～ 4,407,000	6,780,000	4,746,000 ～ 8,814,000
9,500	3,540,000	2,478,000 ～ 4,602,000	7,080,000	4,956,000 ～ 9,204,000
1億	3,690,000	2,583,000 ～ 4,797,000	7,380,000	5,166,000 ～ 9,594,000
1億1,000	3,990,000	2,793,000 ～ 5,187,000	7,980,000	5,586,000 ～ 10,374,000
1億2,000	4,290,000	3,003,000 ～ 5,577,000	8,580,000	6,006,000 ～ 11,154,000
1億3,000	4,590,000	3,213,000 ～ 5,967,000	9,180,000	6,426,000 ～ 11,934,000
1億4,000	4,890,000	3,423,000 ～ 6,357,000	9,780,000	6,846,000 ～ 12,714,000
1億5,000	5,190,000	3,633,000 ～ 6,747,000	10,380,000	7,266,000 ～ 13,494,000
1億6,000	5,490,000	3,843,000 ～ 7,137,000	10,980,000	7,686,000 ～ 14,274,000
1億7,000	5,790,000	4,053,000 ～ 7,527,000	11,580,000	8,106,000 ～ 15,054,000
1億8,000	6,090,000	4,263,000 ～ 7,917,000	12,180,000	8,526,000 ～ 15,834,000
1億9,000	6,390,000	4,473,000 ～ 8,307,000	12,780,000	8,946,000 ～ 16,614,000
2億	6,690,000	4,683,000 ～ 8,697,000	13,380,000	9,366,000 ～ 17,394,000
2億1,000	6,990,000	4,893,000 ～ 9,087,000	13,980,000	9,786,000 ～ 18,174,000
2億2,000	7,290,000	5,103,000 ～ 9,477,000	14,580,000	10,206,000 ～ 18,954,000
2億3,000	7,590,000	5,313,000 ～ 9,867,000	15,180,000	10,626,000 ～ 19,734,000
2億4,000	7,890,000	5,523,000 ～ 10,257,000	15,780,000	11,046,000 ～ 20,514,000
2億5,000	8,190,000	5,733,000 ～ 10,647,000	16,380,000	11,466,000 ～ 21,294,000
2億6,000	8,490,000	5,943,000 ～ 11,037,000	16,980,000	11,886,000 ～ 22,074,000
2億7,000	8,790,000	6,153,000 ～ 11,427,000	17,580,000	12,306,000 ～ 22,854,000
2億8,000	9,090,000	6,363,000 ～ 11,817,000	18,180,000	12,726,000 ～ 23,634,000
2億9,000	9,390,000	6,573,000 ～ 12,207,000	18,780,000	13,146,000 ～ 24,414,000
3億	9,690,000	6,783,000 ～ 12,597,000	19,380,000	13,566,000 ～ 25,194,000

経済的利益 の 価 額 (万円)	着 手 金		報 酬 金	
	標 準 額 (円)	増減許容額 (円)～ (円)	標 準 額 (円)	増減許容額 (円)～ (円)
3億5,000	10,690,000	7,483,000 ～ 13,897,000	21,380,000	14,966,000 ～ 27,794,000
4億	11,690,000	8,183,000 ～ 15,197,000	23,380,000	16,366,000 ～ 30,394,000
4億5,000	12,690,000	8,883,000 ～ 16,497,000	25,380,000	17,766,000 ～ 32,994,000
5億	13,690,000	9,583,000 ～ 17,797,000	27,380,000	19,166,000 ～ 35,594,000
5億5,000	14,690,000	10,283,000 ～ 19,097,000	29,380,000	20,566,000 ～ 38,194,000
6億	15,690,000	10,983,000 ～ 20,397,000	31,380,000	21,966,000 ～ 40,794,000
6億5,000	16,690,000	11,683,000 ～ 21,697,000	33,380,000	23,366,000 ～ 43,394,000
7億	17,690,000	12,383,000 ～ 22,997,000	35,380,000	24,766,000 ～ 45,994,000
7億5,000	18,690,000	13,083,000 ～ 24,297,000	37,380,000	26,166,000 ～ 48,594,000
8億	19,690,000	13,783,000 ～ 25,597,000	39,380,000	27,566,000 ～ 51,194,000
8億5,000	20,690,000	14,483,000 ～ 26,897,000	41,380,000	28,966,000 ～ 53,794,000
9億	21,690,000	15,183,000 ～ 28,197,000	43,380,000	30,366,000 ～ 56,394,000
9億5,000	22,690,000	15,883,000 ～ 29,497,000	45,380,000	31,766,000 ～ 58,994,000
10億	23,690,000	16,583,000 ～ 30,797,000	47,380,000	33,166,000 ～ 61,594,000
10億5,000	24,690,000	17,283,000 ～ 32,097,000	49,380,000	34,566,000 ～ 64,194,000
11億	25,690,000	17,983,000 ～ 33,397,000	51,380,000	35,966,000 ～ 66,794,000
11億5,000	26,690,000	18,683,000 ～ 34,697,000	53,380,000	37,366,000 ～ 69,394,000
12億	27,690,000	19,383,000 ～ 35,997,000	55,380,000	38,766,000 ～ 71,994,000
12億5,000	28,690,000	20,083,000 ～ 37,297,000	57,380,000	40,166,000 ～ 74,594,000
13億	29,690,000	20,783,000 ～ 38,597,000	59,380,000	41,566,000 ～ 77,194,000
13億5,000	30,690,000	21,483,000 ～ 39,897,000	61,380,000	42,966,000 ～ 79,794,000
14億	31,690,000	22,183,000 ～ 41,197,000	63,380,000	44,366,000 ～ 82,394,000
14億5,000	32,690,000	22,883,000 ～ 42,497,000	65,380,000	45,766,000 ～ 84,994,000
15億	33,690,000	23,583,000 ～ 43,797,000	67,380,000	47,166,000 ～ 87,594,000
15億5,000	34,690,000	24,283,000 ～ 45,097,000	69,380,000	48,566,000 ～ 90,194,000
16億	35,690,000	24,983,000 ～ 46,397,000	71,380,000	49,966,000 ～ 92,794,000
16億5,000	36,690,000	25,683,000 ～ 47,697,000	73,380,000	51,366,000 ～ 95,394,000
17億	37,690,000	26,383,000 ～ 48,997,000	75,380,000	52,766,000 ～ 97,994,000
17億5,000	38,690,000	27,083,000 ～ 50,297,000	77,380,000	54,166,000 ～ 100,594,000
18億	39,690,000	27,783,000 ～ 51,597,000	79,380,000	55,566,000 ～ 103,194,000
18億5,000	40,690,000	28,483,000 ～ 52,897,000	81,380,000	56,966,000 ～ 105,794,000
19億	41,690,000	29,183,000 ～ 54,197,000	83,380,000	58,366,000 ～ 108,394,000
19億5,000	42,690,000	29,883,000 ～ 55,497,000	85,380,000	59,766,000 ～ 110,994,000
20億	43,690,000	30,583,000 ～ 56,797,000	87,380,000	61,166,000 ～ 113,594,000
21億	45,690,000	31,983,000 ～ 59,397,000	91,380,000	63,966,000 ～ 118,794,000
22億	47,690,000	33,383,000 ～ 61,997,000	95,380,000	66,766,000 ～ 123,994,000
23億	49,690,000	34,783,000 ～ 64,597,000	99,380,000	69,566,000 ～ 129,194,000
24億	51,690,000	36,183,000 ～ 67,197,000	103,380,000	72,366,000 ～ 134,394,000
25億	53,690,000	37,583,000 ～ 69,797,000	107,380,000	75,166,000 ～ 139,594,000
26億	55,690,000	38,983,000 ～ 72,397,000	111,380,000	77,966,000 ～ 144,794,000
27億	57,690,000	40,383,000 ～ 74,997,000	115,380,000	80,766,000 ～ 149,994,000
28億	59,690,000	41,783,000 ～ 77,597,000	119,380,000	83,566,000 ～ 155,194,000
29億	61,690,000	43,183,000 ～ 80,197,000	123,380,000	86,366,000 ～ 160,394,000
30億	63,690,000	44,583,000 ～ 82,797,000	127,380,000	89,166,000 ～ 165,594,000